

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA会社（以下「会社」という。）の契約社員として採用され、同日からB製作所C事業所（以下「事業所」という。）に派遣され、自動倉庫内の格納作業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業所において業務上の事由により負傷し、翌日から休業していたところ、同月〇日、会社より突然事実上の解雇通告を受けたことにより、会社に採用される以前から治療していた「うつ症状」が増悪したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の療養中にあった精神障害が業務上の事由により悪化し、それに要した療養補償給付の支給が認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害について、D医師は「回避性人格障害によるうつ状態」（以下「本件精神障害」という。）と診断し、当該精神障害の発病時期を、不眠状態が現れた平成〇年〇月〇日としている。一方、E医師は、平成〇年以降精神症状が出現していなかった請求人が、平成〇年〇月に3交代勤務が開始されたことにより不眠症状が現れ、その後うつ状態が継続していることを勘案すると、人格障害だけでうつ状態を説明できないこと、また、D医師がICD-10診断ガイドライン「F3 気分障害」を否定していることを踏まえると、請求人は同ガイドライン「F43.2 適応障害」を発病し、その発病時期については、気分の落ち込みなどのうつ状態が出現し、抗うつ薬が処方された同年〇月〇日とするのが妥当である旨意見している。また、F医師も、請求人は同ガイドライン「F43.2 適応障害」を発病し、その発病時期については、うつ症状が現れた初期段階をとれば同年〇月〇日頃、診断確定日をとれば同年〇月〇日となる旨意見している。E医師の意見は、D医師の意見と請求人の症状の経過を踏まえ総合的に検討したものであり、F医師の意見もおおむねこれに沿ったものであることから、当審査会としては、E医師の意見を妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害等の業務上外の認定については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、認定基準は妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき本件について検討する。

(3) 本件精神障害については、(1)に説示したとおり、請求人が会社に入社し

た時点で既に発病していたものと認められるが、請求人は、平成〇年〇月〇日に業務上の事由により負傷し、同月〇日に会社から事実上の解雇処分を受けたことによりうつ状態が増悪した旨主張しているところ、認定基準の第5では、別表1「業務による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、業務上の疾病として取り扱うとされているので、請求人の主張を認定基準に基づき検討すると、次のとおりである。

(4) 本件についてみると、請求人から提出された資料からは上記(3)において述べる「特別な出来事」は認められない。また、本件精神障害について、医証を精査すると、D医師は、請求人の症状に著しい変化はなく、増悪とは認められない旨意見している。また、E医師も、症状が増悪したとする時期に通院していた医療機関において新たな症状は確認されていないこと及びD医師が増悪は認められない旨意見していることを踏まえ、うつ状態は継続しているものの、増悪したとは考えられないとするのが妥当である旨意見している。このため、当審査会としては、本件精神障害が自然経過を超えて著しく悪化したとは認められず、したがって、認定基準の第5により業務上の疾病として取り扱うことはできないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。